

（1）地下浸透防止措置が行われている施設廃止後の調査

1 （地下浸透防止措置が行われている施設廃止後の調査）

- ・地歴調査により把握した情報に基づく汚染のおそれ区分において、改正水濁法施行日（平成24年6月1日）以降に新設された有害物質使用特定施設が改正水濁法による改正後の水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第12条の4に定める構造基準等に適合し、かつ、同法第14条第5項の規定による点検が適切に行われ、有害物質を含む水が地下に浸透したおそれがないことが確認できた場合、当該地下浸透防止措置が講じられた範囲は、汚染のおそれがない土地として扱うことが適当である。一方で、地歴調査において有害物質使用特定施設の点検結果から有害物質の漏えい等の可能性があることが判明した場合や、改正水濁法施行前（施設の新設前を含む。）における特定有害物質の使用等の履歴が確認された場合は、おそれが比較的多い土地に分類することが適当である。
- ・また、今般、おそれ区分の際に地下浸透防止措置を考慮することに伴い、法第4条第3項の調査命令要件を整理し、調査命令要件から地下浸透防止構造を持つ施設を除外する規定を削除することが適当である。

(2) 一定規模以上の土地の形質の変更の際の土壤汚染状況調査

1 法第4条第1項の届出対象範囲等

(1) 法第4条の届出対象外の区域に係る検討

- 平成29年12月に環境省及び内閣府地方分権改革推進室において連名で行った「土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出の例外についてのアンケート」の結果に基づけば、都道府県等ごとに土壤汚染の状況及び土地の利用状況等が異なり、土地利用区分等により、全国一律に法第4条第1項の届出対象外として区域を定めることは困難である。
- 他方、地方分権改革に関する提案募集の趣旨を踏まえれば、都道府県知事において、土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、特定有害物質による汚染がないと判断された場合においては、当該区域を届出対象外の区域として指定することができるものとすることが適当である。なお、こうした仕組みを設ける場合、届出対象外の区域として指定する場合には都道府県知事において慎重な手続を経ること、指定された区域の公示等を行うこと、指定後の汚染の状況の変化について、指定された区域への現地調査等により定期的に的確に情報の把握をすることが必要であることに留意すべきである。

(2) 法第4条第1項の届出を受けた上で、都道府県知事の判断で着手予定日以前に形質変更の着手を認めることに係る検討

- 形質変更予定日以前の着手については、都道府県知事が法第4条の手続において汚染のおそれを的確に捉え、調査命令について判断するために必要な期間を確保するために30日前までの届出が定められているところ、現行の運用において都道府県知事が汚染のおそれを早期に判断し、30日より前の着工を認めることを否定するものとはされておらず、そのような取扱いを行っている都道府県知事も存在している。この条文上の解釈を明確にするため、都道府県知事が土壤の汚染のおそれがなく、調査命令を発出しないと判断した区域については、土地の形質の変更予定日以前に形質変更の着手を行っても差し支えないことにつき、環境省から周知することが適当である。なお、仮に都道府県知事が調査命令を発出しないといた旨の当該土地の所有者等への通知を行い、当該通知を受けて土地の形質の変更が行われた場合には、通知後に当該土地において法第4条第3項の基準に該当する地歴が判明したとしても適切な調査を行うのは困難であることから、通知の発出について、従前のおり都道府県知事において慎重に判断すべきである。

2 調査対象とする深さの範囲の適正化

(1) 調査の対象となる深さの範囲を限定した調査の対象範囲及び調査方法

- 土壤汚染状況調査の手続及び命令対象範囲については、土地の形質の変更をしようとする者は、法第4条第1項の届出に土地の形質の変更の対象となる部分の深さの範囲を記載し、平面範囲ごとの土地の形質の変更の対象となる部分の深さ（以下「形質変更深さ」という。）の範囲を明示した図面を添付することが適当である。
- 都道府県知事は、法第4条第3項の調査命令の可否の判断に当たり、原則として形質変更深さより1メートル深い深さ（最大深さ10メートルとする。）までの範囲に汚染のおそれが存在する場合に、調査命令の対象とすることが適当である。
- 土壤汚染状況調査の方法については、法第4条の調査命令による土壤汚染状況調査において試料採取等の対象とする深さの範囲を、当該試料採取等を行う区画ごとに当該区画の範囲における最大形質変更深さより1メートル深い深さ（最大深さ10メートルとする。）まで又は深さ10メートルまでとすることが適当である。
- また、土壤汚染状況調査結果報告書に、調査の対象となる部分の深さを限定した場合はその旨、調査の対象となる部分の深さの範囲外に確認された汚染のおそれに係る情報、並びに調査対象範囲及び深さを記載することが適当である。
- 台帳の帳簿記載事項等については、土壤汚染状況の把握を行う際に活用できるようにするため、台帳に、土壤汚染状況調査対象範囲及び深さ並びに汚染状況を記載することが適当である。
- なお、法第3条第8項の調査命令による土壤汚染状況調査においては、法第4条第3項の調査命令による土壤汚染状況調査と同様、調査の対象となる深さの範囲を限定することが適当である。

(2) 区域指定ときに調査していない深さの範囲を別の機会に工事する場合の取扱い

- 要措置区域において、汚染の除去等の措置に伴い形質変更する場合は、当該形質変更の深さより1メートル深い深さ（最大深さ10メートルとする。）までの範囲（区域指定時の土壤汚染状況調査において汚染又は汚染のおそれがないことを確認した深さの範囲を除く。）について土壤の汚染状態を調査し、その結果を汚染除去等計画に記載することが適当である。なお、調査した結果、新たな汚染が確認され汚染の除去等の措置に伴う形質変更範囲が拡大した場合は、調査対象となる範囲も拡大することとなる。
- 形質変更時要届出区域においては、形質変更する深さより1メートル深い深さ（最大深さ10メートルとする。）までの範囲（区域指定時の土壤汚染状況調査において汚染又は汚染のおそれがないことを確認した深さの範囲を除く。）について土壤の汚染状態を調査し、その結果を法第12条第1項の届出に添付することが適当である。
- 都道府県知事は、汚染除去等計画に記載された調査結果又は法第12条第1項の届出に添付された調査結果に基づき、台帳等への区域指定対象物質の追加等を行うことが適当である。

(3) 昭和52年3月15日より前に埋め立てられた埋立地の取扱い

1 埋立地特例区域の要件

- 埋立地特例区域に指定されるための要件は、形質変更時届出区域であること及び汚染状態が以下の要件を満たす土地であることが適当である。
 - ア 公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であること
 - イ 汚染原因が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来すること
 - ウ 廃棄物が埋め立てられている場所でないこと
 - エ 第二溶出量基準に適合していること（ただし、昭和52年3月15日より前に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地については、さらに、第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していること）
 - オ 人為的原因に由来する汚染のおそれがないこと、又は試料採取等を実施した場合にあっては、調査の結果、人為的原因に由来する汚染が確認されていないこと
- 既に一般管理区域、埋立地管理区域に指定されている土地についても、土地の所有者等から埋立地特例区域の指定の要件を満たすことが確認できる資料が提出された場合は、都道府県知事は台帳記載事項を修正し、埋立地特例区域に変更することができるものとすることが適当である。
- 廃棄物が埋め立てられていないことの確認に当たっては、地歴調査において、廃棄物処理法の水面埋立地及び指定区域の指定の状況の確認、地方公共団体への聴取等により、廃棄物が埋め立てられた履歴がないことを確認することが適当である。さらに、昭和52年3月15日より前に造成が開始された公有水面埋立地については、汚染濃度の確認時に実施するボーリング調査の際に、廃棄物が埋め立てられていないことを確認することが適当である。

2 埋立地特例調査の方法

- 全ての特定有害物質の試料採取地点については、30メートル格子の中心とすることが適当である。
- 地歴調査時に水面埋立てによる埋立範囲の上端、下端が判断できる場合は、当該範囲の汚染土壌のみを試料採取等の対象とすることができるものとすることが適当である。なお、人為的原因による汚染がある場合には、埋立地特例調査に加えて、通常の調査を実施することが適当である。

(4) 要措置区域等における土地の形質の変更の施行方法

1 地下水の水質の監視を行いつつ地下水位を管理する施行方法の要件及び届出事項

- 地下水質の監視を行いつつ、地下水位を管理する施行方法は、以下に掲げる要件を満たすことが適当である。
 - ア 土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合する土地であることを確認していること
 - イ 地下水位を管理して施行する方法であり、かつ、地下水の水質を監視して施行する方法となっていることウ 汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置が行われること
- 要措置区域等において土地の形質の変更の際に必要な確認申請等の中に記載する事項として、新たに施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合の対応方法及び非常災害等の緊急事態が生じた場合の対応方法を追加し、当該内容が要件を満たしていることを都道府県知事が確認することが適当である。

2 要措置区域内に搬入する埋め戻し土等の品質管理方法

- 都道府県知事は、土地の所有者等が作成した汚染除去等計画に記載された、埋戻し土等の搬入土（浄化等済土壌及び認定土壌を除く。）の品質管理方法について、搬入土の汚染のおそれを特定有害物質ごとに区分し、その区分に応じた分析頻度の確認を行うことが適当である。具体的な品質管理方法は別紙13のとおりとすることが適当である。

◎要措置区域内に搬入する埋め戻し土等の品質管理方法（別紙13）

分析対象物質	告示等に示す土壌の種類	試料採取頻度
基準が定められている全ての特定有害物質の土壌溶出量及び土壌含有量	次のいずれかに該当する土壌 ・地歴調査の結果、施行規則第3条第6項第1号（汚染のおそれがないと認められる土地）に該当する土地の土壌 ・測定結果から自然由来による基準不適合のおそれがないとみなすことができ、かつ、自然由来による基準不適合土壌が判明した地点の地層と地質的な連続性が地質データ等により認められる地層があることが確認されていない土地の土壌	発生場所ごとに5,000m ³ 以下ごとに1回
	次のいずれかに該当する土壌 ・地歴調査の結果、施行規則第3条第6項第2号（汚染のおそれが少ないと認められる土地）に該当する土地の土壌 ・特定有害物質を使用、埋設、貯蔵等している工場又は事業場の敷地として利用している又は利用していた土地以外の土壌であって施行規則第3条第6項に基づくおそれの区分を行っていない土地の土壌 ・測定結果から自然由来による基準不適合のおそれがないとみなすことができない土壌 ・自然由来による基準不適合土壌が判明した地点の地層と地質的な連続性が地質データ等により認められる地層がある土地の土壌 ・自然由来による基準不適合のおそれが不明な土壌	発生場所ごとに900m ³ 以下ごとに1回
	上記以外の土壌 （地歴調査の結果、施行規則第3条第6項第3号（汚染のおそれが多いと認められる土地）に該当する土地の土壌、特定有害物質を使用、埋設、貯蔵等している施設の敷地として利用している又は利用していた土地の土壌であっておそれの区分を行っていない土地の土壌、特定有害物質を使用、埋設、貯蔵等したか不明の土地の土壌）	発生場所ごとに100m ³ 以下ごとに1回

(5) 認定調査の合理化

1 認定調査における試料採取等対象物質等の見直し

- 認定調査における地歴調査において、指定調査機関が当該土地又は土壌における特定有害物質等による汚染のおそれを詳細に把握し、当該結果により試料採取等対象物質を選定することが適当である。
- 認定調査における地歴調査の結果、区域指定時から汚染の状況の変化等がないことが確認された場合は、試料採取等対象物質は、原則として、区域指定対象物質とすることが適当である。ただし、区域指定時から汚染状況の変化があった場合や区域指定時に調査物質・範囲の限定があった場合等は、それらの状況も勘案して対象物質を追加等することが適当である。具体的には、以下の特定有害物質については、試料採取等の対象とし、試料採取頻度は試料採取等対象物質ごとに、土地の部分ごとに、別紙14のと通りの区分とすることが適当である。
 - ア 区域指定時から汚染状況の変化等がないことが確認された場合一の要措置区域等における全ての区域指定対象物質
 - イ 区域指定後に汚染状況の変化があった場合
 - (ア) 区域指定後に新たな汚染のおそれが確認された特定有害物質
 - (イ) 一の要措置区域等内に搬入した土壌による汚染のおそれがないと確認されなかった特定有害物質
 - ウ 区域指定時に調査物質・範囲の限定があった場合土壌汚染状況調査において試料採取等を行っていない土壌又は未調査範囲の土壌につき、認定調査時地歴調査で、汚染のおそれがあると判断された特定有害物質。具体的には、以下のもの等が考えられる。
 - (ア) 土壌汚染状況調査において、土壌ガスが検出されず、深度方向の試料採取等を行わなかった第一種特定有害物質について、周辺の区画（同一調査契機で区域指定された土地の範囲のいずれかの区画）で汚染があり、深い深度（基準不適合が確認された区画において、第一種特定有害物質について基準不適合が確認された最も浅い深さ以深）を掘削する場合における当該特定有害物質
 - (イ) 土壌汚染状況調査において、試料採取等を行っていない使用履歴のある親物質及びその分解生成物
 - (ウ) 土壌汚染状況調査における未調査範囲に汚染のおそれが確認された特定有害物質（土壌ガス調査を実施した第一種特定有害物質にあっては、土壌ガスが検出された物質、その親物質であって使用履歴があるもの、及びその分解生成物に限る。）

2 搬入土に含まれる特定有害物質の取扱い等

- 認定調査において物質の限定を行いたい場合、土地の所有者等は、区域指定後に当該区域内に土壌の搬入を行う際、搬入土の調査結果を記録し、年に1度、所定の様式に基づき、都道府県知事に報告書を提出することが適当である。この場合、搬入土の調査における試料採取頻度、分析項目等は、要措置区域における措置に係る別紙13の埋め戻し土等の品質管理方法と同様とし、分析結果の計量証明書を添付することが適当である。なお、区域指定後から搬入された土壌の全ての調査結果の記録がなければ、認定調査において物質の限定をすることはできないとすることが適当である。
- 都道府県知事は、当該報告書に基づき、搬入時期、搬入土に係る特定有害物質の種類、調査実施者の名称、当該土壌を搬入した場所を明らかにした図面（汚染のおそれがないことが確認された土壌の搬入を行った場合も含む。）等を台帳に記載することが適当である。なお、汚染のおそれがないことが確認された土壌については、浄化等済土壌等と同様に、都道府県知事が認めた管理方法に基づき自主記録を行った場合においては、試料採取等を不要とすることができるとすることが適当である。
- 認定調査を行う指定調査機関は、台帳の情報等に基づき地歴調査を行い、試料採取等物質を選定することが適当である。

3 詳細調査結果の認定調査への活用

- 詳細調査（施行規則別表第6に定める汚染の除去等の措置の実施の方法に係る測定方法及び当該方法と同程度以上の方法による調査に限る。）については、認定調査と同等以上の試料採取等の頻度で調査が行われた場合であって、当該調査の内容及び結果を都道府県知事が確認し台帳に記載した場合には、認定調査における地歴調査の際に当該調査結果を利用することができるが適当である（土地の形質の変更等が行われていないことが確実である範囲に限る。）。
- 詳細調査の対象深度以深の土壌（未調査範囲）については、認定調査時に試料採取等を行うことが適当である。

◎認定調査における試料採取頻度（別紙14）

下記以外の場合（汚染土壌が存在する部分を除く。）については、100m³以下ごとに1回の頻度で試料採取等を行うこととする。

以下の情報その他の情報が把握された搬出しようとする土地の部分については、900m³以下ごとに1回の頻度で試料採取等を行うこととする。

<土壌の掘削の対象となる部分の汚染の有無に係る情報>

(1) 土壌汚染状況調査において、試料採取等の対象となる特定有害物質について汚染のおそれが少ないことが確認されている旨の情報

<指定区域内の新たな汚染のおそれに係る情報>

- (2) 区域指定後に、特定有害物質の製造、使用又は処理に係る事業の用に供されていない旨の情報
- (3) 区域指定後に、汚染のおそれの多い土壌の搬入に伴う新たな汚染のおそれが当該部分で生じていない旨の情報又は搬入の有無が不明若しくは汚染状態の不明な土壌の搬入に伴う新たな汚染のおそれが当該部分で生じていない旨の情報*
- (4) 区域指定後に、一の要措置区域等内における汚染のおそれの多い土壌の移動に伴う新たな汚染のおそれが当該部分で生じていない旨の情報又は汚染のおそれの多い土壌が存在しない場合における移動の有無が不明又は汚染状態の不明な土壌が移動した旨の情報*

以下の情報その他の情報が把握された搬出しようとする土地の部分については、試料採取不要とする。

<土壌の掘削の対象となる部分の汚染の有無に係る情報>

- (1) 搬入された土壌が浄化等済土壌、認定土壌又は別表13の品質管理方法により基準に適合する汚染状態にあることが都道府県知事に確認された土壌である旨の情報
- (2) 土壌汚染状況調査、詳細調査において、試料採取等の対象となる特定有害物質の基準適合又はおそれがないことが確認されている旨の情報又は汚染の除去の措置に基づき基準に適合する汚染状態にあることが確認された土壌である旨の情報。
- (3) 区域指定後に、当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場における事業の用に供されていない旨の情報
- (4) 区域指定後に、一の要措置区域等内における汚染のおそれのある土壌の移動に伴う新たな汚染のおそれが当該部分で生じていない旨の情報

* 区域指定され、適切に管理されている区域においては、一般的に土壌の搬入又は移動に伴う新たな汚染は多いとは言えないため、900 m³ 以下ごとに1回の頻度で試料採取等を行うこととする。

(6) 土壌汚染状況調査の合理化（第一次答申中に記載がない事項）

1 分解生成物を考慮したボーリング調査時の調査対象物質の選定方法

- ・ガス調査において使用等の履歴のある特定有害物質又はその分解生成物の土壌ガスが検出された場合、土壌ガスが検出されなかった使用等の履歴のある特定有害物質又はその分解生成物についても、ボーリング調査時の試料採取等対象物質とすることが適当である。

2 四塩化炭素が分解してジクロロメタンを生成する分解経路の考慮

- ・試料採取等対象物質の決定に当たり、四塩化炭素が分解して生成したジクロロメタンについても試料採取の対象とすることが適当である。

3 ガス調査の結果を用いた区域指定の方法

- ・土壌ガス検出区画の区域指定に当たっては、土壌ガスが検出された連続する範囲の土地の部分ごとに、汚染のおそれが隣接する区画より多いと認められる地点におけるボーリング調査結果により当該範囲内を区域指定することとし、土壌ガスの検出範囲が分かれて存在する場合、それぞれのボーリング地点の調査結果によってそれぞれの範囲に対して独立に区域指定の判断を行うことが適当である。ただし、ボーリング調査を行った区画については、当該ボーリング調査結果により汚染状態を評価することが適当である。

4 試料採取等を省略した場合の区域指定の方法

- ・土壌汚染状況調査で一部の区画の試料採取等を実施し、残りの区画の試料採取等を省略した場合においても、試料採取等を行い汚染状態が明らかになっている区画は当該汚染状態によって評価されることが適当である。

5 複数の由来がある場合の土壌汚染状況調査の方法

- ・土地の部分ごとに汚染のおそれの由来に応じた調査を行うこととし、2種類以上の由来の汚染のおそれがある部分については、当該部分においてそれぞれの由来に応じた調査を行うことが適当である。

6 自然由来特例の調査における30m 格子ごとの区域指定方法

- ・ボーリングによる試料採取等を実施した30m 格子については、当該試料採取の結果に基づき基準への適合性を評価することが適当である。

7 汚染が自然に由来するおそれがある盛土又は埋め戻し土の調査方法

- ・汚染が自然に由来するおそれがある盛土又は埋め戻し土（以下「自然由来盛土等」という。）の特性を踏まえた適切かつ効率的な調査の観点から、自然由来特例の調査において、一定要件を満たす自然由来盛土等が存在する場合には、当該自然由来盛土等の範囲において、30m 格子ごとに調査を実施することが適当である。
- ・対象とする盛土等の要件については、調査対象地の土壌の基準不適合の状態と同等の基準不適合の状態にある土壌により同質な状態で盛土又は埋め戻された場所であると考えられる場合は、当該部分について自然由来盛土等の調査の対象とすることが適当である。具体的には、専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の汚染のおそれがある土壌が10m 以浅に分布している土地における、900m 未満の移動、又は基準不適合の状態が同じであることが確認された土地間での移動により形成された盛土、等の場合とすることが適当である。なお、基準不適合の状態が同じであることの確認の基準は、自然由来等形質変更時要届出区域間の移動の要件と同様（搬出先の基準不適合物質の種類が搬出元の基準不適合物質の全部を含むこと）とすることが適当である。
- ・自然由来盛土等の部分を含む自然由来特例の調査の方法については、自然由来特例の調査の対象範囲内に自然由来盛土等がある場合、自然由来盛土等の部分については30m 区画ごとに1 地点で試料採取等を実施することが適当である。ただし、調査対象地内の自然由来盛土等が同一の由来・同一の基準不適合の状態にあると認められる場合には、当該盛土に係る2 地点目以降の試料採取等を省略し、当該盛土が試料採取区画での測定結果と同一の基準不適合の状態とみなして区域指定することを認めることが適当である。

8 自然由来特例の調査において第二溶出量基準不適合が確認された場合の区域指定の方法

- ・自然由来特例の調査の結果、第二溶出量基準不適合の場合は、調査の対象とした範囲を第二溶出量基準不適合とみなすこととすることが適当である。